

# 5. 「画像情報の確定に関するガイドライン」における検像のあり方

坂本 博 東北大学病院診療技術部放射線部門/メディカルITセンター

医療情報を電子化する場合には、情報の取り扱いやシステムの運用管理にかかわる指針として、厚生労働省の『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン』<sup>1)</sup> (最新版は Ver4.1 : 以下、厚労省ガイドライン) が存在する。この厚労省ガイドラインでは、画像情報に関する記述も存在し、医療情報としての方向性が示されている。また、デジタル画像の特殊性を考慮し、その取り扱いの詳細については、関連機関、学会等に委ねられる側面もある。要するに“餅は餅屋”ということだろう。このような“餅屋の役割”の側面を受ける形で、日本放射線技術学会(JSRT)の“電子的な画像情報の確定(検像)に関するガイドライン作成班”が2009(平成21)年度に作成したのが『画像情報の確定に関するガイドライン Ver1.0』<sup>2)</sup>である。

画像情報の確定に関するガイドラインは、電子的な画像情報が的確に確定保存され、画像診断が健全に行われることを目的とし策定された。内容的には、厚労省ガイドラインでうたわれている放射線業務特有の画像処理技術や、運用および医療機器、画像情報を取り巻くワークフローが考慮され、厚労省ガイドラインの画像情報に関する部分に追記、解説を加えて画像情報の確定保存に関する適用を示す指針としたものである。さらに、近年、放射線画像の電子化によってクローズアップされた“検像”について整理することも課題の1つであった。

## フィルムレスがもたらしたこと

医用画像を取り巻く環境は日進月歩である。放射線関連撮影機器の進歩により、医用画像の電子化と大容量化は、必然的にフィルムレス環境下の診療業務へとつながっていく。さらに、経費削減、診療報酬によるインセンティブが後押しする形でフィルムレス運用が拡大したことは、周知のとおりである。

診療としてのフィルムレスの最大の利点は、レスポンス向上とオンデマンドの画像参照である。フィルムの搬送や保管庫からの抽出作業と比較すれば、そのレスポンス、利便性は言わずもがなであり、フィルムの搬送や保管に関する運用、人件費などの問題点も同時に解消できることが挙げられる。

また、画像管理面で最も重要な点は、従来の“フィルム原本”という考え方が消滅することにある。フィルム原本とは、医用画像が写された物理的に唯一無二の媒体(フィルム)を示している。フィルム運用では、この唯一の物を法的に定められる期間で管理しなければならないが、デジタル画像の場合は唯一無二という意味合いが異なる。デジタル画像では、一定の条件でサーバに保管されていれば、複数のシステムに保管されていてもすべて同一のオリジナル画像として扱うことができる。すなわち、この場合は“唯一”ではなくなる。例えば、一定の条件下においては、病院内であればどこにいても、離島などの遠隔地においても、同時に複

数の利用者がオリジナル画像を利用可能となる。

しかし、オンデマンドでオリジナル画像が参照できるフィルムレス運用も、場合によっては最大の欠点となることが考えられる。例えば、何らかの不具合で患者情報(氏名、ID)の取り違いがあり、気づかずにそのまま画像がサーバに保存されれば、その画像は瞬時に参照可能となり、フィルム原本運用に比べ、リスクが瞬間的に拡大される。この課題は、電子カルテでも同様であるが、医用画像の場合は、特に3Dをはじめとした再構成画像の生成過程が多岐にわたるため注意が必要である。

また、フィルム運用では、検査を行った診療放射線技師が現像機から出力されたフィルムの画像を目的部位が反映しているか、濃度、粒状性は問題無いかなどの確認をして診療部門に提供するといったワークフローであったことを忘れてはならない。この確認行為こそが、本稿の主題である確定保存の操作に準じることであり、検像につながる。

## 真正性の確保

画像情報に限らず医療情報の電子保存を行う場合には、厚労省ガイドラインにうたわれている電子保存の要求事項を満たす必要がある。具体的には、「法的に保存義務のある文書等を電子的に保存するためには、日常の診療や監査等において、電子化した文書を支障なく取り扱えることが当然担保されなければならないことに加え、その内容の正確さにつ